

農地転用書類チェック表

必要書類			必要	不要	確認	備考
1	許可申請書		○			
1-2	住民票	申請者が市外住民の場合	●			
2	事業計画書					
	(共通)		○			
	(一般)		●			
	(自己用個人住宅)	一般に記入しても可	●			
	(資材置場)		●			
	(砂利等採取)		●			
	(建売分譲、宅地分譲)		●			
	(植林)		●			
	被害防除計画書		○			
	農地復元計画書	一時転用の場合	●			
残高証明書又は融資証明書又は通帳写し	証明書は写しは不可	○				
3	位置図		○			
4	申請地の公図	写しやダウンロード版は不可	○			申請地赤囲み
5	面積計算書	一筆の内の場合	●			
6	法人の定款又は寄付行為の写し	・ 4条転用事業者 ・ 5条転用の権利取得者が法人の場合	●			7or8のどちらかでOK
7	法人の登記事項証明書(原本)		●			
8	利用計画図	※土地利用のレイアウト図	○			
9	建物等の平面図、立面図	建物等を建築・設置する場合	●			
10	土地の断面図(横断面等)	造成工事を伴う場合	●			
11	他法令に係る許可書等の写し	他法令の許認可等が必要な場合				
	道路法第24条	道路工事施工承認申請	●			自費施工
	由利本荘市法定外公共用財産の使用等に関する条例第4条	工事施工許可申請	●			自費施工
	由利本荘市法定外公共用財産用途廃止寄付受納事務処理要綱		●			用途廃止
	由利本荘市宅地開発指導要綱第4条	開発行為事前申請	●			都市計画区域内 1,000㎡以上 都市計画区域外 3,000㎡以上
	都市計画法第29条	開発行為許可申請	●			都市計画区域内 3,000㎡以上 都市計画区域外 10,000㎡以上
	盛土規制法	許可申請、届出	●			規制対象確認フローにより確認
	その他法令		●			
	電力会社との系統連携承諾書		●			発電事業のための転用
経済産業省の設備認定書		●			発電事業のための転用 (FITによる場合)	
12	土地改良区の意見書	土地改良区の区域内の場合	●			
13	水利権者、漁業権者等の同意書	取水、排水がある場合	●			
14	周辺農地所有者の同意書等	必須ではない。	●			
15	工程表	転用事業が1年以上かかる場合	●			
16	顛末書	追認申請の場合	●			

※ ○は、必要。

●は、場合により必要。

※ 農振農用地は、除外申請が必要になります(農業用施設用地(要軽微変更)、一時転用を除く)。

※ 経営移譲年金の受給状況確認。

【利用計画図】

事業区域全体（農地以外も含む）で、予定建築物の種類、位置、面積が識別できること
申請地の区画、縮尺及び方位が明示されていること。
境界から建物までの距離、給排水施設、進入路及び導水路が記載されていること
資材置場の場合は、資材等の配置、種類、数量及び必要面積が示されていること。
駐車場の場合は、区画、車輛種類及び台数が示されていること。
建物平面図は、建築物各階の縮尺付き図面であること。
給排水平面図は、流水方向及び公的水路まで表示があるもの。
造成を伴う場合は、切土、盛土又は擁壁等を示した平面図及び断面図があること。

【転用事業に関連する他法令の有無】

道路法第24条（道路工事施工承認申請） 市道の自費施工
由利本荘市法定外公共用財産の使用等に関する条例第4条（工事施工許可申請） 法定外公共用財産の自費施工
由利本荘市法定外公共用財産用途廃止寄付受納事務処理要綱 法定外公共用財産の自費施工払い下げ
由利本荘市宅地開発指導要綱第4条（開発行為事前申請） 都市計画区域内1,000㎡以上 都市計画区域外3,000㎡以上
都市計画法第29条（開発行為許可申請） 都市計画区域内3,000㎡以上 都市計画区域外10,000㎡以上

【事業計画書(砂利採取等)】

●具体的な採取計画 砂利採取法第16条「採取計画認可申請書」の写しを添付。

【事業計画書(建売分譲、宅地分譲)】

●申請市町村又は隣接地域内での現在の住宅等の需要及び供給状況
申請者の過去の分譲実績が具体的に記載されていること。
全地区についての、造成、建築及び販売計画が記載されていること。
土地取得、造成及び建築費用を明示した資金計画があること。
需要層、販売見込みの根拠等が確認できること。
宅地分譲は、都市計画区域内の用途地域に指定された区域内で不動産業者が事業を行う場合に限る。
土地造成者と建築者が異なる場合は、宅地分譲に該当する。